［事案 2024-242］入院一時金支払請求

・令和 7 年 6 月 30 日　裁定打切り

＜事案の概要＞

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 5 年 12 月に「内痔核」「びらん性胃炎」により日帰り入院をしたため、同年 11 月に契約した組立型保険にもとづき入院一時金を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下の理由により、解除を取り消して入院一時金を支払うか、既払込保険料を返してほしい。

(1) 他の保険契約との重複により給付合計金額が過大とのことだが、契約時に何の説明もなく、過大だと言われる金額も不明瞭である。

(2) 契約時に何の落ち度もなかったにもかかわらず、契約解除や給付金不払いに加えて保険料の返金もないのでは、悪質な詐欺に引っかかった心境である。契約前に、過大だという給付金合計額の数字の提示があれば加入していなかった。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人は、令和 4 年 10 月から令和 5 年 11 月までの短期間で当社を含め 5 社 5 件の保険に加入し、入院一時金累計額は 105 万円である。これは、一般的に想定される入院費用に比較してかなり高額であり、保険本来の趣旨を踏まえると著しく過大である。

(2) 契約日から約 1 か月後に自宅から遠方の病院を受診して検査入院となっており、入院一時金を目的とした受診とも考えられる。このため、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合に該当すると判断し、契約を解除した。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の申立人の保険加入状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、支払保険料の合計額、他契約全ての給付金の支払履歴および給付の妥当性、各契約の加入の経緯ならびに他の保険契約の有無、事故歴等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

(2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者および保険契約の募集担当者、あるいは医師等の第三者への尋問等の手続が必要となる。

(3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。